

司法シンポジウム規則

(昭和五十四年十二月十五日規則第三十六号)

改正 昭和五九年 三月一六日

平成 八年 六月二一日

同 一三年 三月 二日

同 一六年一二月一七日

同 三〇年 一月一九日

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、司法の民主的発展と改善を図り、当面する諸問題についての必要な調査、研究及び対策の樹立に資するため、定期的に司法シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)を開く。

第二条 シンポジウムは、前回の開催年月日の属する年の翌年一月一日から三年以内に次回を開催するものとする。

2 シンポジウムの主題、開催年月日及び開催地は、理事会で決定する。

3 会長は、前項の規定による決定に先立って、シンポジウムの終了後速やかに、次回シンポジウムの主題、開催

- 1 -

年月日及び開催地について、指定する関連委員会の意見を徴する。

第三条 連合会は、会長が委嘱する相当数の会員をもって司法シンポジウム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を構成する。

2 運営委員会は、シンポジウムの準備とその運営にあたる。

3 運営委員会は、担当したシンポジウムの目的の終了とともにその任務を終わる。

4 運営委員会の委員長及び副委員長は、委員が互選することができる。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月一六日改正)

第三条第四項ただし書きの改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月二一日改正)

1 第二条、第三条第一項及び第四項の改正規定は、平成八年六月二十一日から施行する。

2 第三条の改正規定施行の際現に運営委員会の委員であ

- 2 -

る者は、引き続き運営委員会の委員として第十六回司法シンポジウムの準備とその運営にあたるものとする。

附 則（平成一三年三月二日改正）

第二条及び第三条第一項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一七日改正）

第一条、第二条及び第三条第一項の改正規定は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成三〇年一月一九日改正）

第一条、第二条及び第三条第三項の改正規定は、平成三十年一月十九日から施行する。